
1372 1472 2004 年 博 经 会

- 4/7 ピースアクション・イン八木
- 5/1 HOT NETプレス第9号発行
- 5/19 桜井西人権文化センター分館、パソコン教室 (週2回、5/22、26、29、6/2、5)
- 5/24 管理棟完成を祝うミーティング&キャンプ
- 5/27 檀原市社会教育課、婦人学級家庭教育学級人権講座 (第1回)
- 5/30 「まちづくりを考える集い」参加 (大阪)
- 6/1 HOT NET PRESS10号発行
- 6/14 難聴者支援ボランティア養成講座参加 (全13回)
- 6/17 檀原市社会教育課、婦人学級家庭教育学級人権講座 (第2回)
- 6/21 ほっとねっと総会、ホテル観賞
- 7/1 HOT NET PRESS11号発行
- 7/4 三郷町ふれあい交流センターパソコン教室 (ワード初級、7/25まで週1回全4回)
- 7/5 三郷町ふれあい交流センターパソコン教室 (ワード中級、エクセル中級、7/26まで週1回全4回)
- 7/6 森のキャンプ講習会
- 7/15 檀原市社会教育課、婦人学級家庭教育学級人権講座 (第3回)
- 7/17 解放同盟桜井市協インターネットサポート (初瀬)
- 7/18 箕面市のプレイパークを見学
- 7/23 解放同盟桜井市協インターネットサポート (豊田)
- 7/24 解放同盟桜井市協インターネットサポート (大福)
- 8/1 HOT NET PRESS12号発行
- 8/10 森の夏遊び
- 8/23 桜井中央公民館男女共同参画講座 (パネラー参加=古川)
- 8/28 桜井西人権文化センターデジカメ教室 (第1回)
- 8/30 NPOパートナーシッププレゼン
- 9/1 10/1 HOT NET PRESS13号発行
- 9/11 桜井西人権文化センターデジカメ教室 (第2回)
- 9/13~14 第30回奈良人権部落解放研究集会参加 (ワークショップ)
- 9/25 桜井西人権文化センターデジカメ教室 (第3回)
- 9/26 桜井西人権文化センターデジカメ教室 (第4回)
- 9/27 桜井市中央公民館人権講座 (ワークショップ)
- 9/30 檀原市社会教育課、婦人学級家庭教育学級人権講座 (第4回)
- 10/1 HOT NET PRESS14号発行
- 10/5 ボランティアNPOフォーラム
- 10/9 桜井市上之郷校区人権研修 (ワークショップ)
- 10/16 五條文化センターパソコン教室 (第1回)
- 10/19 森のプレイパーク
- 10/23 五條文化センターパソコン教室 (第2回)
- 10/29 五條文化センターパソコン教室 (第3回)
- 11/1 HOT NET PRESS15号発行
- 11/5 五條文化センターパソコン教室 (第4回)
- 11/6 五條文化センターパソコン教室 (第5回)
- 11/21 三郷町ふれあい交流センターパソコン教室 (ワード初級第1回)
- 11/22 三郷町ふれあい交流センターパソコン教室 (ワード中級第1回、エクセル初級第1回)
- 11/28 三郷町ふれあい交流センターパソコン教室 (ワード初級第2回)
- 11/29 三郷町ふれあい交流センターパソコン教室 (ワード中級第2回、エクセル初級第2回)
- 12/1 HOT NET PRESS16号発行
- 12/5 三郷町ふれあい交流センターパソコン教室 (ワード初級第3回)
- 12/6 三郷町ふれあい交流センターパソコン教室 (ワード中級第3回、エクセル初級第3回)
- 12/12 三郷町ふれあい交流センターパソコン教室 (ワード初級第4回)
- 12/13 三郷町ふれあい交流センターパソコン教室 (ワード中級第4回、エクセル初級第4回)
- 12/19 水平社博物館ガイドスタッフ会議
- 12/22~23 ファシリテータ入門講座
- 04/1/1 HOT NET PRESS17号発行
- 1/20 大阪府人権協会「コーディネータ養成講座基礎編」参加 (1/26、2/3、10)
- 1/24 県青少年健全育成協議会パネラー参加
- 2/1 HOT NET PRESS18号発行
- 2/5 水平社博物館ガイド養成講座 (2/6、10、12、13、19、20)
- 2/5~6 全国人権啓発研究集会でワークショップ
- 2/7 桜井市中央公民館でワークショップ

2/11 持続可能な開発のための教育の10年奈良地域ミーティング
2/25 大阪府人権協会「コーディネータ養成講座発展編」参加 (3/2、9、17)

3/1 HOT NET PRESS19号発行
3/20 プレイパーク (「森」にアマゴ放流)

○水平社博物館ガイド実績

2003年4月～2004年4月 までの間で、館内ガイド 回、フィールドワーク 回、約 人
を案内。随時ガイド養成講座を開催し、2003年度3月末現在の公認ガイド数は22人。
5月～6月に第2回ガイド養成講座を行い、近く、新しく3人が追加登録。

○パソコン教室

桜井西人権文化センター分館、三郷町 (初級中級)、五條文化センター等のパソコン教室、デジ
カメ教室を担当。インターネットのサポートも。

○人権講座

独自講座1回、橿原市 (社会教育課)、桜井市 (公民館、東人権文化センター)、研究集会等でそ
れぞれ実施。

○「ひーとびーとの森」

「ゆめ基金」の助成を得て、「森の夏遊び」実施。
また、プレイパークの取り組みを研究・見学し、モデル的な取り組みとして03年度に3回程度開催。
04年は、独立行政法人福祉医療機構の助成を得て、月1回開催。

(04年度)

4/1 HOT NET PRESS20号発行
4/2 小坂正一「天理教同和問題関係年表」発刊記念集会
4/23 プレイパーク
5/1 HOT NET PRESS21号発行
5/18 水平社博物館ガイド養成講座 (5/19、26、27、6/1、2、3、)
5/23 プレイパーク

2003年度事業報告書

1 事業の成果

初年度を引き継ぎ、人権の確立と差別の撤廃、男女共同参画社会の形成および子どもの健全育成に寄与するという目的の実現のために、情報格差（デジタルデバイド）克服のための事業、人権の擁護・平和の維持に関する集会、学習会及び講座等の開催事業、ボランティアの募集、訓練及び派遣事業、社会的弱者のためのネットワーク推進及び相互支援事業を展開してきました。各事業とも、参加者から好評を得、一定の成果をあげる事ができたと考える。今後さらに各種事業や会員拡大につとめる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
情報格差（デジタルデバイド）克服のための事業	社会的弱者に対するパソコン講習会の開催	5月、 7月、 8月、 9月 10月、 11月、 12月 (のべ35回)	桜井市 五條市 三郷町	のべ70名	のべ525人	344
人権の擁護・平和の維持に関する集会、学習会及び講座等の開催事業	集会、学習会及び講座等の開催	橿原市 桜井市 天理市等 (のべ10回)	県内隣保館、公民館等	延べ20人	県内の関心のある人 延べ200名	152
ボランティアの募集、訓練及び派遣事業	県内人権博物館との関係によるガイドボランティアの養成・派遣	養成講座＝2月に全7回 ガイド派遣/随時（のべ約120回）	財団法人 水平社博物館	延べ約 2500人	水平社博物館の見学者 延べ約 人	225
社会的弱者のためのネットワーク推進及び相互支援事業	「ひーとびーとの森」運営	随時	榛原町八滝「ひーとびーとの森」	延べ約 100人	県内の関心のある人 延べ約400名	1711

2003年度特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

2003年4月1日から2004年3月31日まで
(特定非営利活動法人 ほっとねっと)

科目		金額	
I	経常収入の部		
1	会費・入会金収入		
	入会金収入 (正会員23人×5000円)	115,000	
	会費収入 (正会員67人×3000円)	201,000	
	賛助会員(賛助会員14人×10000円)	140,000	
			456,000
2	事業収入		
	情報格差 (デジタルデバインド) 克服のための事業収入	920,500	
	人権の擁護・平和の維持に関する集会、学習会及び講座等の開催事業収入	379,750	
	ボランティアの募集、訓練及び派遣事業収入	785,650	
	社会的弱者のためのネットワーク推進及び相互支援事業収入	14,300	
			2,100,200
3	寄付金収入		
	寄付金等	1,484,575	
			1,484,575
4	補助金収入		
	補助金	465,143	
			465,143
5	雑収入		
	通帳利息	7	
			7
	経常収入合計		4,505,925
II	経常支出の部		
1	事業費		
	情報格差 (デジタルデバインド) 克服のための事業費	344,058	
	人権の擁護・平和の維持に関する集会、学習会及び講座等の開催事業費	152,464	
	ボランティアの募集、訓練及び派遣事業	225,300	
	社会的弱者のためのネットワーク推進及び相互支援事業	1,711,433	
			2,433,255
2	管理費		
	租税公課	52,900	
	雑給	15,000	
	広告宣伝費	122,850	
	消耗品費	234,918	
	修繕費	244,167	
	水道光熱費	29,599	
	旅費交通費	8,549	
	賃借料	102,000	
	リース料	7,350	
	雑費	342,738	
			1,160,071
	経常支出合計		3,593,326
	経常収支差額		912,599
	当期収支差額		912,599
	前期繰越収支差額		282,828
	次期繰越収支差額		1,195,427

2003年度特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

2004年3月31日現在

特定非営利活動法人 ほっとねっと

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	1,295,427		
前払金	800,000		
(流動資産合計)		2,095,427	
2 固定資産			
	0		
(固定資産合計)		0	
(資産合計)			2,095,427
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	900,000		
預り金	0		
(流動負債合計)		900,000	
2 固定負債			
	0		
(固定負債合計)		0	
(負債合計)			900,000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		282,828	
当期正味財産増加額		912,599	
正味財産合計			1,195,427
負債及び正味財産合計			2,095,427

2003年度特定非営利活動に係る事業会計財産目録

2004年3月31日現在

特定非営利活動法人 ほっとねっと

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金 (南都銀行県庁出張所普通/郵便局)	1,295,427		
前払金 (榛原町高井 津田和佳)	800,000		
(流動資産合計)			2,095,427
2 固定資産			
(固定資産合計)	0		0
(資産合計)			2,095,427
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金 (桜井市大福 伊藤満)	900,000		
預り金	0		
(流動負債合計)			900,000
2 固定負債			
(固定負債合計)	0		0
(負債合計)			900,000
正味財産			1,195,427

2004年度事業計画書

1 事業実施の方針

従来の事業を継続するとともに、これまで「社会的弱者のためのネットワークの推進及び相互支援事業」として実施していたものの一部を、新たに「自然環境を保護し、子どもを健全育成するための事業」として発展させる。また、充分とりくめていない「人権侵害についての相談事業」についても、実施の体制を整え、充実させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
情報格差(デジタルデバイド)克服のための事業	社会的弱者に対するパソコン講習会の開催	2004年8月 10月、 12月、 2004年2月	県内隣保館、公民館等	延べ20名	県内の受講希望者延べ300名	500
人権の擁護・平和の維持に関する集会、学習会及び講座等の開催事業	県内各層への人権研修会の開催	2004年 7月 9月 11月	県内隣保館、公民館等	延べ20人	県内の関心のある人 延べ200名	150
ボランティアの募集、訓練及び派遣事業	県内の人権関係施設、博物館等でのガイドボランティアの実施	訓練は5月、 05年2月 ガイド実施は 随時	水平社博物館(御所市)等	延べ200人	延べ約 3000人	400
人権侵害についての相談事業	県内各層への人権相談対応	随時	事務所および県内隣保館、公民館等	延べ10人	相談者延べ30名	100
自然環境を保護し、子どもを健全育成するための事業	自然環境の保護と子どもの健全育成のための遊び場づくり	随時	榛原町内	延べ100人	県内の子どもたちや子ども会、児童館等の関係者500人	3000
社会的弱者のためのネットワーク推進及び相互支援事業	社会的弱者のネットワーク推進	随時	事務所および県内隣保館、公民館等	延べ10人	サポートやネットワークを必要とする団体個人	100

新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書類

1. 新旧対照表

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、(中略)、人権の確立と差別の撤廃、男女共同参画社会の形成及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、(中略)、人権の確立と差別の撤廃、男女共同参画社会の形成、<u>子どもの健全育成、情報化社会の発展及び環境の保全</u>に寄与することを目的とする。</p>
<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>	<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>情報化社会の発展を図る活動</u></p> <p>(7) <u>環境の保全を図る活動</u></p> <p>(8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>
<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 社会的弱者のためのネットワーク推進及び相互支援事業</p>	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>自然環境を保全し、子どもを健全育成するための事業</u></p> <p>(10) 社会的弱者のためのネットワーク推進及び相互支援事業</p>

2. 定款変更の理由

- ① 特定非営利活動促進法別表の改正により、「特定非営利活動」の定義に「情報化社会の発展を図る活動」が加えられたことを受け、当法人の定款でもそのことを明確にする必要があること。
- ② 当法人では、設立当初から平和と人権および環境を一体のものとして取り組みを進めてきたが、定款の「目的」「特定非営利活動の種類」「事業の種類」には、「環境」の位置付けがなく、この視点からの取り組みがあいまいなものになっていたため、定款で明確化する必要があること。